

## 第5号議案

### 平成20年度愛知県水田飼料作物生産振興計画書について

県協議会の平成20年度愛知県水田飼料作物生産振興計画書を別添のとおり定める。

### 平成19年度愛知県水田飼料作物生産振興計画書からの変更事項

#### 生産振興マスタープランの変更について

輸入飼料高騰を受け、本県の畜産は自給飼料生産への転換を図る必要があるため、水田における飼料作物生産に係る基本的な考え方を改正。

#### 平成20年度の計画について

生産振興マスタープラン及び取組面積マスタープランの計画面積等を平成20年度版に改正。

# 平成20年度愛知県水田飼料作物生産振興計画書(案)

## 生産振興マスタープラン

### 1 水田における飼料作物生産に係る基本的な考え方

輸入飼料の価格高騰を受け、本県の畜産は自給飼料生産への転換を図る必要がある。

牛は、人が食べない草で自らの個体を維持するだけでなく、牛乳や牛肉などの畜産物を供給する動物であり、濃厚飼料をエサとする豚や鶏とは異なり、飼料を自給できる家畜である。

国においては、平成27年度までに粗飼料自給率を77%から100%にする目標を立てている。

一方、水田においては、米需要の減退に歯止めがかからず転作が強化されることとなった。

このような中、水田で飼料作物を作付けし、牛の飼料とする取組は、安全・安心な飼料生産と水田の有効活用から非常に有益である。

本年度においては、耕畜連携による水田を活用した飼料生産が行われる予定であり、飼料作物作付面積の拡大に向けた基盤づくりが整備されつつある。

このため、以下の取組を行う担い手への支援を行い、安定的な飼料生産を図るものとする。

・作業の効率化と安定的な飼料作物生産のため、ブロックローテーション等による水田飼料作物生産の団地化の推進を図る。

・稲発酵粗飼料用稲(以下「稲WCS」という)は、飼料作物の作付が困難な水田においても水稻栽培技術をそのまま応用して栽培することが可能で転作作物として最適であり、家畜の嗜好性、栄養性も高いことから、今後とも取り組みの推進を図る。

・水田を利用した放牧の普及推進を図る。

・飼料用稲わらの確保を図るため、わら専用稲の生産を推進する。

・耕種農家が飼料作物等を作付けする耕畜連携助成水田へたい肥を散布する資源循環の取組を図る。

### 2 具体的な取組内容

#### 23年度までの目標

・水田飼料作物生産の団地化の推進	201ha
・稲WCSの生産団地(2ha規模)	20カ所
・稲WCSの生産団地(1ha規模)	5カ所
・水田放牧用の牛の導入(関連施設を含む)	40頭
・わら専用稲の生産団地(2ha規模)	2カ所
・資源循環の取組	40ha
・飼料作物生産機械の整備	5カ所

#### 20年度の計画

水田放牧を実施するため、放牧牛の導入や放牧資材の導入を図る。

また、「稲WCS」や「わら専用稲」を始めとする飼料作物の作付面積拡大を図るとともに資源循環の取組を推進する。

・水田飼料作物生産の団地化の推進	74ha
・稲WCSの生産団地(2ha規模)	10カ所
・水田放牧の推進	1カ所
・放牧牛の導入	4頭
・資源循環の取組	13ha
・耕畜連携水田活用対策推進活動(事務費を含む。)	

## 取組面積マスタープラン

### 1 耕畜連携水田活用対策事業の助成金の取組面積助成への活用について

#### (1) 取組目標

(単位:ha)

助成区分	飼料作物作付面積	
	20年度	23年度
団地化	74	201
稲WCS	20	45
水田放牧	1	20
わら専用稲	0	4
資源循環	13	40
計	108	310

「わら専用稲」の「0」は、ヘクタールに満たない面積を示している。

#### (2) 基本的な配分の考え方

地域水田協議会の要望等に基づく額を配分する。

#### (3) 当該年度の具体的な配分の方法

国から示された配分額と平成19年度の保留分を併せて、地域水田協議会から要望を基に配分する。

### 2 地域協議会への配分計画

(単位:円)

地域協議会の名称	取組面積助成額	配分予定額	備考
岡額地域水田農業推進協議会	2,179,008	2,179,008	
西尾地域水田農業推進協議会	2,152,007	2,152,007	
J A あいち豊田水田農業推進協議会	1,300,000	1,300,000	
新城市地域水田農業推進協議会	8,354,892	8,354,892	
豊橋市水田農業推進協議会	104,000	104,000	
合 計	14,089,907	14,089,907	